

「大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針」の実践事例集

2026年5月20日

内閣府知的財産戦略推進事務局

1. はじめに

大学等の研究者の流動性が高まりつつある中、大学等の優れた研究成果としての知財を活用して社会実装機会の最大化を達成するためには、大学等の研究者が他の大学等に転職した場合に当該研究者の研究成果に係る知財を適切に取り扱うことが必要である。そこで、内閣府は、イノベーションの担い手となる大学等の研究者が創出した知財の社会実装の更なる促進に向けて、「大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針」を2025年3月に策定した。

本指針の策定後、複数の大学において本指針の活用を試行していただいたところ、実務上の課題や、それに対する工夫や対応事例が明らかになった。

本事例集は、各大学における取組を整理・共有することにより、現場における実務の円滑化を図ることを目的とするものである。大学等の研究者の転退職時には、本指針や本事例集も参考にしつつ、個々の事情に応じて知財の取扱いを決めることが期待される。

2. 「大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針」の概要

本指針は、「基本的な考え方」と「留意事項」から構成されている。

「基本的な考え方」では、大学等の研究者の転退職時における知財の取扱いを、①権利譲渡、②権利維持、③権利一部譲渡、④権利放棄、⑤権利返還の5つの類型に整理した上で、大学等は、研究成果の社会実装が大学等の重要な使命であることや研究者の学問の自由と転職の自由を踏まえつつ、一律の判断ではなく個々の事情に応じて知財の取扱いを決定することが望ましいとしている。また、「留意事項」では、研究者の転退職時における知財の取扱いを決定する上で留意すべき事項を確認するためのチェックリストと、対象となる研究者の研究成果に係る知財を把握するための知財リストを提示するとともに、知財の取扱いの具体的な検討の流れを示している。

3. 試行の概要

学術研究懇談会（RU11）及び、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の採択校を

含む全国の大学（全 26 校）において、試行として本指針の活用やその検討が進められ、18 校が実際に活用し、残る 8 校は学内共有までを実施した。数か月間の試行の後、アンケートにて確認したところ、取扱いに悩んだ事例などの個別対応事例の共有ニーズが強いことが分かった（表 1 参照）。

表 1 指針に追加してほしい情報についてのアンケート結果

指針に追加してほしい情報	要望数
取扱いに悩んだ事例 (交渉難航、制度未整備校、海外対応、データ等)	7
判断・条件の目安および標準契約 (類型選択、対価設定)	5
検討フローの前提や条件 (開始トリガの複数例示、受入大学主導の例示)	4
他の留意事項や知財取扱い類型	2

4. 試行によって得られた課題と対応する取組事例

上述のアンケートやヒアリングで得られた課題と、その解決のヒントとなる取組事例を表 2 にまとめた。表 2 に示す取組事例は、各大学における実務上の工夫の一例であり、すべての大学や案件に適用されるべき標準的な手順を示すものではない。これらの取組事例も参考にしながら、本指針が示すとおり、知財の取扱いは、研究成果の社会実装や社会還元が大学等の重要な使命であることや研究者の学問の自由と転職の自由を踏まえつつ、一律の判断ではなく個々の事情に応じて決定することが求められる。

表 2 「指針の実践における主な課題」と「解決のヒントとなる大学の取組事例」

指針の実践における課題	解決のヒントとなる大学の取組事例
① 留意事項の項目数が多く、総合的な判断を迅速に行えない	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学研究者の転退職に際し、当該研究者が発明者となっている特許が第三者に実施許諾されているかを最初に確認している。実施許諾されている場合、権利移転が制限されることがあるため、重要な確認項目としている。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の観点に関する状況に基づいて知財の重要性を判断し、知財の移転要否を決定している。また、ここで特定された重要な知財を創出した研究者の異動は日々のコミュニケーションを通じて適宜確認している。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 研究開発と知財の関係性 ➤ 技術移転活動の進捗状況 ➤ 実施許諾契約 ● 状況に応じて優先度の低い留意事項の検討を省略している。例えば、社会実装の見込みの低い案件や未出願案件であれば、多くの検討項目を除外することができる。
<p>② 転退職者が多く、人的リソースが足りない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究者ごとに大学が保有する特許等を整理し、事前に一定量の知財を大学が保有する研究者に対して知財リストを準備した。その結果、知財を大学が有する研究者の異動がある程度まとまって発生した際にも、対応することができた。 ● 研究者の受入時に、産学連携担当者が研究者と面談し、出願等の知財活動の啓発と知財リストの確認を行っている。他の活動と併せて行うことで、効率的に対応できている。
<p>③ 無償譲渡を行う場合、これまで大学が負担してきたコストについて説明責任を果たしにくい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究者の強い意向で大学が費用を負担してきた特許について、研究者の強い要請で個人帰属とする場合、大学が個人の権利確保のために経費を支出してきたと受け取られかねない。このため、研究者個人に対し、大学が負担した費用の支払を求めたことがある。 ● 転職前大学において、移転対象の知財について権利維持・放棄の検討を行い、放棄を決定した場合に限り、転職後大学への無償譲渡を可能としている。技術移転活動等が継続中の場合や放棄判断を行う前段階の場合には、移転時の対価請求を行わない代わりに、将来的な収入発生時に還元を求める紐付き譲渡を提案している。
<p>④ 個人への権利返還は、費用負担や維持管理能力の観点から現実的でなく選択できない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例的な措置として、個人への権利返還後も、大学が引き続き権利化等の手続きを行い、弁理士費用等の実費については、返還を受けた個人に直接請求する運用としたことがある。

<p>⑤ 研究データやノウハウの取扱いについて判断が難しい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究者が移転を希望する特許がプログラムやアルゴリズムに関するものである場合、転職後大学において当該特許を実施する際に必要となるソフトウェアやデータなどについても、移転要否を確認するようにしている。
<p>⑥ 知財の価値を客観的に評価することが難しい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 知財リストやチェックリストに加えて、技術を系統別に整理した独自の Patent ツリーを用いて客観的に知財の重要性を確認した上で、知財取扱いを判断している。例えば、半導体関連技術であれば、原理/デバイス構造/集積化/評価技術などの要素技術毎に特許を分類し、原理に属する特許を基本特許として重要な特許と位置付けている。
<p>⑦ チェックリストの他にも留意する項目がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部資金の獲得を留意事項の観点に加えている。将来的に外部資金の申請書へ若手研究者の実績アピールやバックグラウンド IP として記載することを考慮して、未出願案件を譲受して出願したことがある。